

平成 29 年度「地域連携プラットフォーム事業」に係る
業務委託企画提案仕様書

平成 29 年 4 月

沖縄県商工労働部雇用政策課

平成 29 年度「地域連携プラットフォーム事業」に係る業務委託 企画提案仕様書

1 業務名

平成 29 年度「地域連携プラットフォーム事業」に係る業務委託

2 事業期間

契約締結の日～平成 30 年 3 月 31 日まで

3 事業目的

沖縄県の雇用情勢を全国並に改善するため、沖縄県産業・雇用拡大県民運動を展開し、県民が働きがいのある仕事に就けるよう、多様な雇用の場の創出や様々な就業支援に努めてきた。また、産学官・地域連携の仕組み（連携協議会）を構築する取り組みを行い、地域、家庭、企業など多くの関係者を巻き込み、地域の活性化や地域全体の就業意識の向上が図られてきた。

しかし、継続的な協議会の運営や各協議会の連携体制、配置されているコーディネーターの人材育成などが課題となっている。

安定的な協議会運営のためのノウハウの開発や連携強化、コーディネーター育成を行い、地域の取り組みを支援することで県民全体の就業意識の向上を図ることを目的とする。

4 予算額

委託料 9,989,000円以内とする。

5 事業概要

沖縄型産学官・地域連携グッドジョブ事業で支援してきた県内各地の産学官・地域連携協議会等がより効果的で継続的な取り組みを実施するため、協議会間のネットワーク化や地域の課題解決を図る事を目的とした地域連携プラットフォームを構築し、協議会等に配置されたコーディネーターの人材育成や関係者会議の開催等、今後の協議会等の継続的な活動に向けた側面的支援を行う。

6 委託業務内容

(1) 必要な人員の配置

①本部コーディネーターの配置

主に下記事項を担う本部コーディネーターを配置する。

(ア) 各連携協議会への支援

(イ) コーディネーターの育成及び取り組みの普及啓発

②事務局職員の配置

本事業を遂行するための事務局職員を配置する。

(2) 連携協議会等の支援及び協議会間の連携強化に関すること

①各協議会及び地域の産学官関係者等を対象とした会議の開催（全2回参加者合計80名以上）

・有識者の講演会やセミナー（1～2時間）の開催を含む。

②キャリア教育に関する取組みの効果測定

・各協議会等に対する効果測定アンケートの活用促進（11協議会以上）

・各協議会等の効果測定アンケート調査結果の全体集計及び分析、報告書の作成

③キャリア教育に関する専用HPの編集及び管理

・各協議会の取組みやその他の関連情報の情報発信

④その他協議会等が実施する取組みへの側面的支援

(3) 協議会コーディネーター等の人材育成

本島においてコーディネーター等のスキルアップのための研修会を企画・実施する。（参加者合計60名以上）

・1回あたり4～6時間程度で、本島において4回程度開催する。

(4) 平成28年度地域型就業意識向上支援事業に係る実施報告書の取りまとめ及び作成
規格：A4版 100頁程度 500部程度

(5) みんなでグッジョブ運動に関する事業との連携を図ること

(6) その他 本事業の普及啓発に関すること。

7 企画提案書の内容について

(1) 事業実施方針について

本事業を実施する基本的な方針を記入すること。

(2) 事業実施スケジュール

事業開始（契約締結時）から事業終了までのスケジュールを記入すること（市町村や学校等関係機関の行事等のスケジュールを踏まえ、事業が円滑に行えるよう配慮すること）。

(3) 協議会等の継続的な活動に向けた側面的自立支援について

支援内容について記入すること（協議会等が継続的に自立して活動していけるようにどのような側面的支援を行うのか等を具体的に提案すること）。

(4) 各協議会及び地域の産学官関係者等を対象とした会議の開催について

開催内容について記入すること（目的、内容、開催時期、開催形式、担当講師等を具体的に提案し、達成が見込める範囲での目標等について記入すること）。

(5) キャリア教育に関する取組みの効果測定について

活用促進のための取組みについて記入すること（方法、時期、回数等を具体的に提案し、達成が見込める範囲での目標等について記入すること）。

- (6) 協議会コーディネーター等の人材育成について
研修内容について記入すること（目的、内容、開催時期、開催形式、開催回数、担当講師、スキルアップの内容や想定しているカリキュラムを具体的に提案し、達成が見込める範囲での目標等について記入すること）。
- (7) 自主提案
本事業の目的に沿った効果的な提案があれば記入すること。
- (8) 実施体制図及び見積書を添付すること。
- (9) 企画提案書及び見積書の体裁については、「8 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについて」及び「9 積算見積及び経費限度額」に基づくこと。

8 企画提案書の体裁及びプレゼンテーションについて

- (1) 原則としてA4版横、左綴りとする。（ただし、グラフ、表等は必要に応じてA3版にして綴り込むなど、理解しやすいように適宜工夫してもよい）
- (2) プレゼンテーションにおいては、審査員が容易に理解できるよう、図表などを多く用いるなど工夫し、説明を簡潔にすること。
- (3) プレゼンテーションの時間枠については、参加者数によるので、企画コンペ参加者を確定後に通知するものとする。

9 積算見積及び経費限度額

- (1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出するとともに、9,989千円以内（消費税込み）の範囲内で見積もること。

※企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

- (2) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。

I 直接人件費

①事務局経費

a 給料

b 通勤手当等の諸手当

c 社会保険料（雇用保険料、労災保険料等に係る事業主負担分を含む）

II 事業費

①講師謝金

②旅費

③消耗品費

④燃料費

⑤通信運搬費

⑥借料及び損料（会場借り上げ、機材リース、カーリース、什器のリースなど）

⑦広報費（ホームページ管理、チラシ・ポスター製作・印刷）

その他事業を実施するために必要と認められる経費

Ⅲ諸経費（事業の管理に要する経費）

Ⅳ消費税

※ 各経費については、月数、回数、個数等、見積もり条件が分かるように明記すること。

※ 事業終了時には精算報告書の提出を受け、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払うものとする。ただし、事業の管理に要する経費を除く。

10 事務処理について

本業務の実施に当たっては、関係法令及び沖縄県商工労働部雇用政策課が策定する「委託業務に係る事務処理マニュアル」の記載事項を遵守すること。

11 業務進捗及び打ち合わせ

業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを定期的に行う。なお、原則的に月1回とし、その他必要に応じて随時実施する。

12 著作権

成果物の著作権及び所有権は、沖縄県商工労働部雇用政策課に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

13 その他

- (1) 本仕様書記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書と異なる場合がある。
- (2) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

14 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、契約金額の大半にあたる業務のほか、委託業務の成否に密接に関わる以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合には、これと異なる取り扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導業務、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

15 再委託により履行することのできる業務の範囲

本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることができる業務の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる部分

- ・ 情報発信に係るHPの保守管理業務
- ・ その他、簡易な業務
 - 資料の収集・整理
 - 複写・印刷・製本
 - 原稿・データの入力及び集計
 - その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

16 相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団関係者等に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

17 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

また、承認を得る際は、再委託契約の相手方の暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者ではない旨の誓約書を県へ提出しなければならない。

ただし、「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

18 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県商工労働部雇用政策課と協議すること。